

【3-1】

湾・灘の区分	大阪湾
取組の名称	放置艇対策
事業期間及び事業費	事業期間:2012年度(平成24年度)～2016年度(平成28年度) 事業費:29,115(千円) 但し、平成24～28年度までの総事業費
事業体制、モニタリング体制	【水域占用(小型船舶係留)の許可、放置艇の船舶番号照会】 神戸市港湾局みなと振興部経営課(事業実施主体) 【現場の管理、放置艇所有者への指導】 神戸市港湾局みなと振興部神戸港管理事務所
事業の背景・目的	神戸港ではプレジャーボートや業務船など、多くの小型船舶(20t未満)が係留されているが、その中には許可を得ずに係留したり、廃船状態や所有者不明の船など管理が不十分な船舶も多く、みなとの環境や景観を阻害し、市民をみなとから遠ざける要因にもなっていた。 このため、安全で安心な美しいみなとづくりを目指して放置艇対策を推進している。
事業場所の詳細	[神戸港港湾区域図]  出典:国土地理院HP(http://maps.gsi.go.jp/)より作成
事業内容	・秩序ある安全で安心な美しい「みなと」を目指していくため、神戸港全域の港湾区域等を船舶等の放置等禁止区域に指定(平成25年10月1日～)し、不法係留を防止するとともに、民間マリーナへの誘導や放置艇の廃船処分を推進している。 これらの取組に合わせて、小型船舶の一時的な受け皿として、現在の船溜りや物揚場等を活用した「小型船舶用泊地」を港湾施設条例に位置づけ、小型船舶の係留を有料許可制にするなど水面利用のルール確立を図っている。 ・小型船舶の所有者の確認 ・船舶所有者に対して民間マリーナへの移動や廃船処分のお願 ・既存施設を活用した一時的な係留保管場所の確保 ・所有者不明の船舶等の処分
モニタリング(効果の確認方法)の概要	・[調査項目]小型船舶の係留状況 ・[調査場所]神戸港内(上記の神戸港港湾区域図参照) ・[調査時期・頻度]日々の巡回時に確認することがある ・[モニタリング方法]職員による目視確認
取組による効果・影響及びその判断基準等	対策を始める以前の2012年(平成24年)6月調査で525隻の小型船舶の係留が認められたが、2015年(平成27年)7月時点で360隻となり、2016年(平成28年)8月に0隻となった。
モニタリング結果の分析及び活用の方法	平成24年から平成28年の期間で行った放置船舶への対応を基に、不法係留船舶に対し、適宜、撤去指導を行っている。

関係機関等における情報共有の方法	<p>○市の電子決裁システムを利用して、係留許可船舶の情報共有を実施 経営課→管理事務所</p> <p>○不法係留船舶の情報提供を実施 管理事務所→経営課</p>
現状での課題	
今後の予定等	今後も放置艇が発見された場合は、所有者に対して適正な管理を行うように指導を行う。
取組事例についての発表資料等	
情報提供元	神戸市港湾局みなと振興部経営課